



安中市原油価格及び物価高騰対策給付金のご案内

市では、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格や物価高騰により事業収入又は売上総利益が減少した事業者を支援するため、給付金を交付します。



1 対象者

・令和4年7月1日時点において、市内に本社若しくは本店、主たる事業所を有する事業者(中堅企業、中小企業者、その他の法人、個人事業者)、又は安中市民のうち市外で企業活動を行っている個人事業者

・令和4年7月から12月までの間に、令和元年、令和2年又は令和3年の同月に比べて事業収入額又は売上総利益(粗利)が25%以上減少した月があること
※売上総利益(粗利) = 売上高 - 売上原価

・令和3年12月1日以前から、継続して事業を営み、事業収入があること。
ただし、事業所の支店等は除きます

・年間の事業収入額又は売上総利益の減少額が給付金額を上回る見込みであること

・給付金の交付を受けた後も企業活動を継続する意欲があること…など



2 給付金額

	減少率25%～50%未満	減少率50%以上
法人	5万円	10万円
個人	3万円	5万円

※複数の事業を営んでいる場合でも、1事業者あたり一度のみの給付です。なお、法人、個人事業者の判定は令和4年7月1日を基準とします。

3 申請受付期間

令和5年2月28日まで

4 申請手続等

・市のホームページより申請様式をダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、添付書類(裏面参照)を添えて、安中市役所観光経済課商工労働係(松井田庁舎内)までご提出ください。

・感染症拡大防止のため、郵送での提出(郵送料は申請者負担)にご協力をお願いします。

・申請書類は、市役所本庁舎総合案内、松井田庁舎観光経済課窓口でも、配布しています。ご連絡をいただければ、郵送もいたします。

◎その他、詳細は市ホームページをご覧ください。

提出書類、添付書類の確認は裏面へ



提出書類、添付書類

法人

- ☐ 交付申請書(様式第1号)
- ☐ 請求書(様式第3号)
- ☐ 今年の比較対象月(令和4年7月から12月の間の1ヵ月)の事業収入額(又は粗利)がわかるもの(売上台帳、管理帳簿等)
- ☐ 通帳の写し(口座名義人、振込口座番号が確認できる箇所の写し)
- ☐ 確定申告書別表1(控)の写し(令和元年～令和3年のいずれか対象月の属する年のもの)
- ☐ 法人事業概況説明書(両面)の写し



個人

- ☐ 交付申請書(様式第1号)
- ☐ 請求書(様式第3号)
- ☐ 今年の比較対象月(令和4年7月から12月の間の1ヵ月)の事業収入額(又は粗利)がわかるもの(売上台帳、管理帳簿等)
- ☐ 通帳の写し(口座名義人、振込口座番号が確認できる箇所の写し)
- ☐ 下記の該当する申告書類



※以下の書類は比較する月が属する年のものを添付

《青色申告の場合》

- ☐ 2019年分、2020年分または2021年分の確定申告書第1表の控えの写し
- ☐ 2019年分、2020年分または2021年分の青色申告決算書の控えの写し等(月別の収入が記載されている場合は、その部分を添付してください[粗利で比較する場合は、その根拠となる資料を添付]。税務申告に使う比較元の売上台帳等の写しなど。)

《白色申告の場合》

- ☐ 比較元の2019年分、2020年分または2021年分の確定申告書第1表の控えの写し(税務申告に使う比較元の月毎の売上台帳等の写しなどがあれば添付して下さい[粗利で比較する場合は、その根拠となる資料を添付])

《市県民税申告のみの方》

- ☐ 比較元の2019年分、2020年分または2021年分の市県民税申告書の写し(税務申告に使う比較元の月毎の売上台帳等の写しなどがあれば添付して下さい[粗利で比較する場合は、その根拠となる資料を添付])

申請先・問い合わせ先

〒379-0292

安中市松井田町新堀245

安中市役所観光経済課商工労働係(松井田庁舎内)

☎027-382-1111(内線2621・2627)